

日本語学校協同組合

留学生見舞費用共済 共済約款

第1章 共済契約の全般に関すること

第1条(用語の定義)

この約款において使用する用語は、以下の定義によります。

用語	定義
共済契約者	本組合の組合員または員外利用者のうち、この共済契約を締結する当事者をいいます。
被共済者	本組合の組合員または員外利用者のうち、この共済契約の補償の対象となる方をいいます。
共済金受取人	この共済契約に基づき、共済金を受取るべき方をいいます。
学校等	この共済の被共済者たる日本語学校等の日本語教育機関をいいます。
留学生	被共済者が実施する見舞金制度において、見舞金支払いの対象となる方のうち、第2条(留学生の範囲)の定め合致する方をいいます。
本組合	日本語学校協同組合をいいます。
責任開始日	本組合が共済契約上の責任を開始する日をいいます。
共済期間	本組合が共済契約上の責任を負う期間をいいます。
共済期間満了日	共済期間が終了する日をいいます。
共済証書	この共済契約締結の証しとして本組合が発行するものをいい、共済証書に付帯して本組合が発行する加入明細書を含みます。
特約	この共済契約に付帯して締結された特約条項をいいます。
日本国内	日本からまたは日本への出入国に使用される航空機または船舶の搭乗中を除きます。ただし、留学生が学校等に留学することを目的として日本に渡航するために、共済期間内に初めて搭乗した航空機(日本国外の最終出発地から日本国内の最初の到着地までに使用した航空機に限ります。)搭乗中は、日本国内とみなします。

傷害	急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。)を含み、細菌性食物中毒を含みません。
後遺障害	治療に効果が医学上期待できない状態であって、身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
医師	医師免許を所持する医師をいい、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みません。
国民健康保険	国民健康保険法に基づく国民健康保険制度をいいます。
入院	平常の生活ができなくなり、医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいい、検査のみを目的とし治療を伴わない入院(いわゆる「検査入院」)を含みません。
捜索	捜索、救助または移送をいいます。
救援者	留学生の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く留学生の親族をいいます。
現地	事故が発生した場所または留学生が収容されている場所をいいます。
損壊	財物の滅失、汚損またはき損をいいます。
他人	共済契約者、被共済者および留学生以外の方をいいます。
身体の障害	傷害、疾病、死亡もしくは後遺障害をいいます。
日常生活	業務に従事中を除く個人的生活をいいます。
運転資格	運転する地における法令によるものをいいます。
車両	原動機付自転車を含み、電動補助機能付自転車等の原動力が専ら人力であるものを除きます。
戦争	他国または他地域と戦闘状態に入ることをいい、宣戦の有無を問いません。
暴動	群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
核燃料物質	使用済燃料および核燃料物質によって汚染されたもの(原子核分裂生成物を含みます。)を含みます。

テロリズム	他の政府、公衆または公衆の一部を脅威にさらすことを目的とし、単独であるかあるいは組織の代行かまたは政府の援助を受けている、宗教的、イデオロギー的に行動しているかを問わず個人または団体により行われる圧力、暴力、あるいはこれらによる脅威をいいます。
競技、競争、興行	いずれもそのための練習を含みます。
試運転	性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
頸部症候群	頸椎捻挫、バレリュー症候群、頸椎神経根症、脊髄症等のいわゆる「むちうち症」をいいます。
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
アルバイト業務	一時的、臨時的に収入を得るために、勉強と両立させる形で行う仕事をいいます。
他の保険契約等	本組合が支払う共済金の全部または一部と支払責任が同じである他の保険契約または共済契約等をいい、この共済と種類の異なる保険契約または共済契約等を含みます。
傷病	傷害および病気をいいます。

第2条(留学生の範囲)

この共済の留学生の範囲は、被共済者が実施する見舞金制度における見舞金支払いの対象となる方として、本組合に留学生通知書により通知された方のうち、留学生通知書の通知日において以下の各号のすべてに該当し、かつ、本組合がこの共済の留学生として認めた方とします。

- (1) 学校等に在籍している方または1ヵ月以内に学校等に在籍することを前提として学校等が定める入学手続きを終了した方
- (2) 年齢が満15歳以上満70歳未満の方
- (3) 健康で正常な日常生活を営んでいる方(「健康で正常な日常生活を営んでいる」とは、日常の生活が主に摂食、洗面、起居動作に限られていたり、日常の行動に第三者の介護を要したりまたは機器による補助を要したりしていないことをいいます。)

第3条(責任開始および共済期間)

この共済の責任開始日および共済期間は、共済証書に記載します。

2. 本組合は、責任開始日の午前0時から共済期間が満了する日の午後12時までの間、共済契約上の責任を負います。
3. 第2項および共済証書に記載した時刻は、日本国の標準時によります。

第4条(共済証書の発行)

本組合は、初回共済掛金の払込確認後、共済契約者あてに以下の内容を記載した共済証書を発行します。

- (1) 本組合名
 - (2) 共済契約者名および所在地
 - (3) 被共済者名
 - (4) 留学生の氏名および本組合に通知された住所、その他留学生を特定するために必要な事項
 - (5) 責任開始日
 - (6) 共済期間
 - (7) 加入コースおよびプラン名
 - (8) 共済金額
 - (9) 共済掛金
 - (10) 共済証書を作成した年月日
 - (11) 特約の有無(有の場合、特約名)
2. 第1項にかかわらず、加入申込書において共済契約者が共済証書不発行に同意した場合には、本組合は、共済証書を発行しないことができます。
 3. 第2項の場合でも、共済契約者が求めた場合には、本組合は、速やかに共済証書を発行します。

第5条(クーリングオフ)

共済契約者は、申込日から起算して8日以内であれば、申込みを撤回(クーリングオフ)することができます。

2. 共済契約者がクーリングオフを申し出る場合は、書面にて以下の各号の内容を本組合に通知しなければなりません。
 - (1) クーリングオフする旨
 - (2) 共済契約者名
 - (3) 加入申込日
3. クーリングオフの申し出があった場合、共済契約は、成立しなかったものとし、本組合は、共済掛金の全額を共済契約者に返戻します。
4. クーリングオフ期間を過ぎて、責任開始日の前日までに申し出のあった場合は、本組合は、共済契約を取消しとし、払込まれた共済掛金から送金手数料を差引いた金額を返戻金として共済契約者へ返戻します。
5. 第3項または第4項の定めにより本組合が共済契約者に返戻金を支払う場合は、本組合は、共済契約者へ電話もしくは書面にて共済掛金を返戻する金融機関口座を確認し、指定の口座への振込みの方法により返戻します。

第2章 お支払いする共済金に関すること

第6条(傷害死亡共済金)

共済金の支払事由	共済金の支払額
留学生が共済期間内に日本国内において傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したことに對し、被共済者が見舞費用を負担した場合に支払います。	共済証書に記載の傷害死亡共済金額(既に支払った傷害後遺障害共済金がある場合は、傷害死亡共済金額から既に支払った傷害後遺障害共済金を控除した残額)を限度として、被共済者が負担した費用の額を支払います。

2. 留学生が搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明になった場合または遭難した場合において、その航空機もしくは船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお留学生が発見されないときは、その航空機もしくは船舶が行方不明となった日または遭難した日に、留学生が傷害によって死亡したものと推定します。

第7条(傷害後遺障害共済金)

共済金の支払事由	共済金の支払額
留学生が共済期間内に日本国内において傷害を被り、その直接の結果として事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたことに對し、被共済者が見舞費用を負担した場合に支払います。	共済証書に記載の傷害後遺障害共済金額に、別表1に定める障害ごとの割合を乗じて得た額を限度として、被共済者が負担した費用の額を支払います。

2. 留学生が事故の日からその日を含めて180日を超えてもなお治療を要する状態にあるときは、本組合は、事故の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。
3. 別表1の各号に該当しない後遺障害であっても、それらの後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表1の各号の区分に準じて、傷害後遺障害共済金の支払額を決定します。ただし、別表1の第1項第(3)号、第(4)号、第2項第(3)号、第4項第(4)号および第5項第(2)号の機能障害に至らない障害を除きます。
4. 同一の事由により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、本組合は、各々の後遺障害に対して第1項から第3項までの規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表1の第7項から第9項までに定める上肢(腕および手)または下肢(脚および足)の後遺障害に対しては、1肢ごとの傷害後遺障害共済金は、共済証書に記載の傷害後遺障害共済金額の60%をもって限度とします。

5. 既に身体の障害(以下「既存障害」といいます。)がある留学生在が第1項の支払事由に該当し、同一部位に新たな後遺障害が加わったときは、加重された後の後遺障害の状態に対応する割合から、既存障害に対応する割合を差引いて得た割合により、傷害後遺障害共済金を支払います。
6. 第1項から第5項までの規定により、本組合が支払うべき傷害後遺障害共済金の額は、共済期間を通じ、共済証書に記載の傷害後遺障害共済金額をもって限度とします。

第8条(傷害治療費用共済金)

共済金の支払事由	共済金の支払額
留学生在が共済期間内に日本国内において傷害を被り、その直接の結果として事故の日からその日を含めて180日以内の共済期間内に、日本国内において医師による治療のため、第11条(治療費用の範囲)に定める費用が生じたことに対し、被共済者が見舞費用を負担した場合に支払います。	1共済期間を通じ、共済証書に記載の傷害治療費用共済金額を限度として、被共済者が事故の日から180日以内に負担した費用のうち、本組合が妥当と認めた額を支払います。

2. 国民健康保険に加入していない留学生在が負担した第11条(治療費用の範囲)に定める費用のうち、留学生在が国民健康保険に加入していれば国民健康保険から支払われていたと本組合が判断する費用については、本組合は、留学生在が支出した金額に30%を乗じた額を第1項の傷害治療費用共済金として支払います。

第9条(病気死亡共済金)

共済金の支払事由	共済金の支払額
留学生在が責任開始日以後に発病した病気を原因として共済期間内に日本国内において死亡したことに対し、被共済者が見舞費用を負担した場合に支払います。	共済証書に記載の病気死亡共済金額を限度として、被共済者が負担した費用の額を支払います。

第10条(病気治療費用共済金)

共済金の支払事由	共済金の支払額
留学生在が責任開始日以後に発病した病気を原因として、共済期間内に日本国内において医師による治療のため、第11条(治療費用の範囲)(第(3)号を除きます。)に定める費用が生じたことに対し、被共済者が見舞費用を負担した場合に支払います。	1共済期間を通じ、共済証書に記載の病気治療費用共済金額を限度として、被共済者が最初の治療日から180日以内に負担した費用のうち、本組合が妥当と認めた額を支払います。

2. 医学上重要な関係があると本組合が認めたと一連の病気は、病名を異にする場合であっても同一の病気として取扱います。
3. 国民健康保険に加入していない留学生が負担した第11条(治療費用の範囲)に定める費用のうち、留学生が国民健康保険に加入していれば国民健康保険から支払われていたと本組合が判断する費用については、本組合は、留学生が支出した金額に30%を乗じた額を第1項の病気治療費用共済金として支払います。

第11条(治療費用の範囲)

第8条(傷害治療費用共済金)および第10条(病気治療費用共済金)の治療費用の範囲は、以下の各号のとおりです。ただし、被共済者または留学生が払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額を除きます。

- (1) 医師の診察費、処置費および手術費
- (2) 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
- (3) 義手および義足の修理費
- (4) X線検査費、諸検査費および手術室費
- (5) 職業看護師費
- (6) 日本国内の病院または診療所へ入院した場合の入院費。ただし、差額ベッド代については、1日につき8,000円、かつ、1回の入院(1回の事故または1つの病気を直接の原因とする入院が2回以上あった場合には、それぞれの入院を別の入院としては取扱わないで、継続した1回の入院として取扱います。)につき10万円を限度とします。
- (7) 入院による治療を要する場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあることまたは病院もしくは診療所のベッドが空いていないこと等、やむを得ない事情により、日本国内のホテル等の宿泊施設の室内で医師の治療を受けたときのホテル客室料
- (8) 入院による治療は要しない場合において、医師の治療を受け、医師の指示によりホテルで静養するときのホテル客室料。ただし、対象者が払戻しを受けた金額または対象者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。
- (9) 救急措置として対象者を日本国内の病院または診療所に移送するための緊急移送費
- (10) 入院中病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、日本国内の他の病院または診療所へ移転するための移転費(治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。)
- (11) 治療のために必要な通訳雇入費

第12条(救済者費用共済金)

共済金の支払事由	共済金の支払額
以下の各号のいずれかに該当したことより、留	1共済期間を通じ、共済証書に記載の救

<p>学生または留学生の親族に第13条(救援者費用の範囲)に定める費用が生じたことに対し、被共済者が見舞費用を負担した場合に支払います。</p> <p>(1) 留学生が第6条(傷害死亡共済金)または第9条(病気死亡共済金)の支払事由に該当した場合</p> <p>(2) 留学生が第8条(傷害治療費用共済金)または第10条(病気治療費用共済金)の支払事由に該当し、かつ、その直接の結果として、日本国内の病院または診療所に継続して14日以上入院をした場合</p> <p>(3) 留学生が共済期間内に搭乗した航空機または船舶が日本国内において行方不明になった場合または遭難した場合</p> <p>(4) 共済期間内に日本国内において生じた急激かつ偶然な外来の事故により留学生の生死が確認できない場合または緊急な捜索、救援活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合</p>	<p>援者費用共済金額を限度として、被共済者が負担した費用のうち、本組合が妥当と認めた額を支払います。</p>
--	---

2. 第1項第(2)号の入院において、他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間を入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限りです。
3. 被共済者、留学生または共済金受取人が第三者から損害の賠償として支払いを受けることができた場合には、その支払いを受けた金額に対しては、本組合は、救援者費用共済金を支払いません。

第13条(救援者費用の範囲)

第12条(救援者費用共済金)の救援者費用の範囲は、以下の各号のとおりです。ただし、被共済者、留学生または留学生の親族が払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額を除きます。

(1) 捜索救援費用

遭難した留学生を捜索する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用

(2) 交通費

救援者の現地までの汽車、電車、船舶、航空機等の1往復分の運賃をいい、救援者2名分

を限度とします。ただし、留学生の生死が判明した後または留学生の緊急な捜索もしくは救援活動が終了した後に現地に赴く救援者に係る費用は除きます。

(3) 宿泊費

現地および現地までの行程における救援者のホテル、旅館等の宿泊料をいい、救援者2名分を限度とし、かつ、1名につき14日分を限度とします。ただし、留学生の生死が判明した後または留学生の緊急な捜索もしくは救援活動が終了した後に現地に赴く救援者に係る費用は除きます。

(4) 移送費用

死亡した留学生を現地から被共済者または留学生の住所に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の留学生を留学生の住所もしくは日本国内の病院または診療所へ移転するために要した移転費(治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。)をいいます。

(5) 諸雑費

救援者の渡航手続費(旅券印紙代、査証料、予防接種料等)および救援者または被共済者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被共済者の遺体処理費等をいい、200,000円を限度とします。

第14条(学校事故対策費用共済金)

共済金の支払事由	共済金の支払額
<p>以下の各号のいずれかに該当したことにより、被共済者が第14条(学校事故対策費用の範囲)に定める費用を負担した場合に支払います。</p> <p>(1) 留学生が第8条(傷害治療費用共済金)または第10条(病気治療費用共済金)の支払事由に該当した場合</p> <p>(2) 留学生が共済期間内に日本国内において生じた急性中毒が原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に日本国内の病院または診療所で治療を受けた場合</p> <p>(3) 留学生が共済期間内に日本国内においてその身体に不法な支配を受け、行動の自由を妨げられた場合</p> <p>(4) 留学生が共済期間内に日本国内において行方不明となり、48時間を経過しても発見されなかった場合</p>	<p>1共済期間を通じ、共済証書に記載の学校事故対策費用見舞金額を限度として、被共済者が事故の日から180日以内に負担した費用のうち、本組合が妥当と認められた額を支払います。</p>

2. 被共済者または共済金受取人が第三者から損害の賠償として支払いを受けることができた場合には、その支払いを受けた金額に対しては、本組合は、学校事故対策費用共済金を支払いません。

第15条(学校事故対策費用の範囲)

第14条(学校事故対策費用共済金)の学校事故対策費用の範囲は、以下の各号のとおりです。ただし、被共済者が払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額を除きます。

- (1) 被共済者とその役員、使用人またはこれらの代理人を現地に派遣したときの以下の費用
- ① 交通費(現地までの汽車、電車、船舶、航空機等の1往復分の運賃をいい、3名分を限度とします。)
 - ② 宿泊費(現地および現地までの行程におけるホテル、旅館等の宿泊料をいい、3名分を限度とします。)
 - ③ 渡航手続費(旅券印紙代、査証料、予防接種料等)
 - ④ 出張手当(1人1日につき1万円を限度とします。ただし、出張規程の定めがない場合には1人1日につき5,000円とします。)
- (2) ランドオペレーター(日本国内において地上手配業務を業とするものをいい、通訳を含みません。)に事故対応のために支払った費用(1人1日につき1万円を限度とします。)
- (3) 被共済者が必要とした通信費用
- (4) 被共済者が留学生の法定相続人またはその代理人と応対したときの以下の緊急応待関係費用
- ① ホテル、事務所等の応対施設借上げ費用
 - ② 留学生の法定相続人またはその代理人が日本国内における被共済者の営業店舗または被共済者の指定する連絡場所(現地以外の場所をいいます。)を訪問したときの交通費
- (5) 捜索救援費用(遭難した留学生を捜索、救援または移送する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。)

第16条(個人賠償責任共済金)

共済金の支払事由	共済金の支払額
留学生が共済期間内に日本国内において生じた以下の各号の偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊に対して、法律上の損害賠償責任を負担したことに對し、被共済者が見舞費用を負担した場合に支払います。	1回の事故につき、共済証書に記載の個人賠償責任共済金額を限度として、被共済者が負担した費用のうち、第17条(個人賠償責任共済金の範囲)に定める損害賠償金の額および費用の額を支払います。

(1) 留学生の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故	
(2) 留学生の日常生活に起因する偶然な事故	

第17条(個人賠償責任共済金の範囲)

第16条(個人賠償責任共済金)の個人賠償責任共済金の範囲は、以下の各号のとおりです。

- (1) 留学生が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。この損害賠償金については、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって、留学生が代位取得するものがあるときは、その価額をこれから差引きます。
- (2) 第31条(事故の発生)第1項第(3)号および第(4)号の場合において、留学生が支出した必要または有益な費用
- (3) 第(2)号の手段を講じた後において、留学生に損害賠償責任がないと判明した場合、留学生が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用およびその支出についてあらかじめ本組合の書面による同意を得た費用
- (4) 損害賠償請求の解決について、留学生が本組合の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解、調停または示談交渉に要した費用
- (5) 第34条(損害賠償責任の解決)の協力のために留学生が直接要した費用

第18条(共済金を支払わない場合)

以下の各号の免責事由のいずれかによって生じた事由またはこれらに該当する場合、本組合は、以下の各号の共済金を支払いません。

共済金の種類	第2項の免責事由表の各号
(1) 傷害死亡共済金(第6条)	第(1)号から第(17)号
(2) 傷害後遺障害共済金(第7条)	第(1)号から第(17)号
(3) 傷害治療費用共済金(第8条)	第(1)号から第(18)号
(4) 病気死亡共済金(第9条)	第(1)号、第(2)号、第(7)号から第(13)号、第(17)号、第(19)号から第(24)号
(5) 病気治療費用共済金(第10条)	第(1)号、第(2)号、第(7)号から第(13)号、第(17)号から第(24)号
(6) 救援者費用共済金(第12条)	第(1)号から第(23)号
(7) 学校事故対策費用共済金(第14条)	第(1)号から第(23)号
(8) 個人賠償責任共済金(第16条)	第(1)号、第(9)号から第(13)号、第(24)号から第(34)号

2. 第1項の免責事由は、以下の各号に定めるとおりです。

免責事由表

- (1) 共済契約者、被共済者、留学生または共済金受取人の故意
- (2) 留学生の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (3) 留学生が法令に定められた運転資格を持たないでまたは飲酒して車両を運転している間に生じた事故
- (4) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の禁止薬物の使用
- (5) 留学生の脳疾患、疾病または心神喪失
- (6) 外科的手術その他の医療処置
- (7) 留学生に対する刑の執行
- (8) 留学生の妊娠、出産、早産、流産
- (9) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (10) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染されたものの放射性、爆発性その他の有害な特性
- (11) 原因の如何を問わず、また、同時発生かあるいは連続して発生したかにかかわらず、テロリズム
- (12) 第(9)号から第(11)号までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (13) 第(10)号以外の放射線照射または放射能汚染
- (14) 留学生が別表2に定める危険な運動等を行っている間に生じた事故
- (15) 留学生が自動車、原動機付自転車、モーターボート、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行または試運転をしている間に生じた事故
- (16) 留学生が航空機を操縦している間に生じた事故および留学生が職務として航空機に搭乗中に生じた事故
- (17) 留学生が被共済者たる学校等に在籍しなくなった時以後に発生した事故または発病した病気
- (18) 原因の如何を問わず頸部症候群または腰痛、背痛、椎間板ヘルニア、神経痛等で愁訴を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの
- (19) 精神障害、アルコール依存または薬物依存
- (20) 後天性免疫不全症候群(エイズ)
- (21) 先天異常またはそれらに随伴する病気
- (22) 歯科疾病
- (23) 責任開始日の前日までに発病した病気もしくはこれらと因果関係が認められる病気
- (24) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (25) 留学生の職務遂行またはアルバイト業務の遂行に直接起因する損害賠償責任

- (26) 留学生と同居する親族に対する損害賠償責任
- (27) 留学生と生計を共にする別居の親族に対する損害賠償責任
- (28) 留学生と第三者との間に損害賠償責任に関する約定がある場合において、その約定により、加重された損害賠償責任
- (29) 留学生が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- (30) 留学生の心神喪失に起因する損害賠償責任
- (31) 留学生または留学生の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- (32) 航空機、船舶・車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (33) 留学生の使用人が留学生の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- (34) もっぱら留学生の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

第19条(他の保険契約等がある場合の共済金の支払額)

本組合が共済金を支払うべき事由に対して、保険金等を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、費用の額を超えるときは、本組合は、以下の各号に定める額を共済金として支払います。

- (1) 他の保険契約等から保険金または共済金等が支払われていない場合
 - …この共済の支払責任額
- (2) 他の保険契約等から保険金または共済金等が支払われた場合
 - …費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金等の合計額を差引いた残額。ただし、この共済の支払責任額を限度とします。

第3章 共済契約のお取扱いに関すること

第20条(告知義務)

共済契約者および被共済者は、申込書(付帯する明細書等を含みます。)の記載事項のうち重要な以下の告知事項について、誤りのない事実を記載しなければなりません。また、共済契約締結後、記載された内容につき本組合が特に必要と認めるときに行う事実の調査に応じなければなりません。

- (1) 共済契約者名
- (2) 被共済者名
- (3) 留学生の氏名、生年月日および性別
- (4) 他の保険契約等の有無

第21条(告知義務違反による解除)

共済契約者または被共済者が第20条(告知義務)の告知事項に関して故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または不実のことを告げた場合には、本組合は、共済契約を解除することができます。

2. 第1項の規定は以下の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - (1) 第1項の事実がなくなった場合
 - (2) 本組合が共済契約締結の際、第1項の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
 - (3) 本組合の共済契約の締結の代理または媒介を委託した募集人が、共済契約者または被共済者が第20条(告知義務)の告知をすることを妨げた場合
 - (4) 募集人が共済契約者または被共済者に対して、第20条(告知義務)の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めた場合
 - (5) 共済契約者または被共済者が、共済金が支払われるべき事由が発生する前に、告知事項につき、書面をもって更正を本組合に申し出て、本組合がこれを承認した場合。なお、更正の申し出を受けた場合において、その更正を申し出た事実が、共済契約締結の際に本組合に告げられていたとしても、本組合が共済契約を締結していたと認めるときに限り承認します。
 - (6) 本組合が第1項の解除の原因となる事実を知った日の翌日から30日を経過した場合、または責任開始日から5年を経過した場合
3. 第2項第(3)号および第(4)号の場合に、各号に規定する募集人の行為がなかったとしても、共済契約者または被共済者が第20条(告知義務)の告知事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、本組合は、共済契約を解除することができます。
4. 共済金を支払うべき事由が発生した後に、本組合が第1項により共済契約を解除した場合でも、本組合は、共済金を支払いません。また、既に共済金を支払っていたときは、本組合は、その全額を返還請求することができます。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実に関与しないことを共済契約者または被共済者が証明したときは、この限りではありません。
5. 第1項の規定により、共済契約を解除した場合は、本組合は、既に払込まれた共済掛金を返戻しません。

第22条(共済契約の無効)

以下の各号のいずれかに該当する場合、共済契約の全部または一部は、無効となります。

- (1) 共済契約者または被共済者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不当に取得させる目的で共済契約を締結した場合
- (2) 共済契約締結後、重複契約であることが判明した場合

- (3) 対象となる留学生在責任開始日の前日までに死亡していた場合
- (4) 共済掛金が請求書に記載した払込日までに本組合に払込まれなかった場合
- 2. 本組合は、無効となった共済契約に対して、共済金を支払いません。また、既に共済金を支払っていた場合には、本組合は、その全額を返還請求することができます。
- 3. 無効となった共済契約に係る共済掛金については、以下の各号のとおり取扱います。
 - (1) 第1項第(1)号に該当した場合には、本組合は、既に払込まれた共済掛金を返戻しません。
 - (2) 第1項第(2)号に該当した場合には、既存の共済契約を有効とし、本組合、無効となった共済契約の共済掛金の全額を返戻します。
 - (3) 第1項第(3)号または第(4)号に該当した場合には、本組合は、既に払込まれた共済掛金の全額を返戻します。

第23条(共済契約の失効)

- 責任開始日以降、留学生在死亡した場合には、その留学生在に係る共済契約の効力は、その留学生在が死亡した日をもって、失効します。
- 2. 本組合は、共済契約が失効となった日以降に生じた事由に対しては、共済金を支払いません。また、既に共済金を支払っていた場合には、本組合は、その全額を返還請求することができます。
 - 3. 共済契約が失効となった場合には、本組合は、既に払込まれた共済掛金を返戻しません。

第24条(共済契約の解約)

- 共済契約者は、所定の書面をもって本組合に通知し、この共済契約の全部または一部を将来に向かって解約することができます。
- 2. 本組合は、共済契約の解約日以降に生じた事由に対しては、共済金を支払いません。また、既に共済金を支払っていた場合には、本組合は、その全額を返還請求することができます。
 - 3. 本組合は、解約となった共済契約の未経過期間に対応する既払共済掛金がある場合には、その月数に応じて別表3に記載した返戻金を支払います。ただし、未経過期間に1ヶ月に満たない端数がある場合には、これを切捨てます。

第25条(重大事由による解除)

本組合は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、責任開始日以降にその発生した日を解除日として共済契約を解除することができます。

- (1) 共済契約者、被共済者または留学生在が共済金を詐取する目的もしくは他人に共済金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)を行った場合
- (2) 共済金の請求行為に関し、共済契約者、被共済者、留学生在またはこれらの方の代理人が詐欺行為(未遂を含みます。)を行った場合

(3) 共済契約者、被共済者または留学生が以下の各号のいずれかに該当することを本組合が知った場合

- ① 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
- ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ④ 共済契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(4) 第(1)号から第(3)号に掲げるものの他、共済契約者、被共済者または留学生が、第(1)号から第(3)号の事由がある場合と同程度に本組合のこれらの者に対する信頼を損なわせ、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

2. 本組合は、共済契約を解除した日以降に生じた共済金支払事由に対しては、共済金を支払いません。また、既に共済金を支払っていたときは、本組合は、その全額を返還請求することができます。
3. 第1項第(1)号に定める事由によって共済契約が解除となった場合には、本組合は、既に払込まれた共済掛金を返戻しません。
4. 第1項第(2)号から第(4)号に定める事由によって共済契約が解除となった場合には、解除となる事由が生じた日からの未経過期間に応じた別表3に記載の返戻金を支払う為、共済契約者に対し所定の書面を送付し手続きを行います。ただし、未経過期間に1ヶ月に満たない端数がある場合には、これを切捨てます。

第26条(共済契約の取消)

共済契約者または被共済者もしくはこれらの方の代理人の詐欺または強迫によって本組合が共済契約を締結した場合には、本組合は、共済契約者に対し書面による通知をもって、共済契約を取消することができます。

2. 本組合が共済契約を取消した場合には、本組合は、既に払込まれた共済掛金を返戻しません。

第27条(共済契約の内容の変更)

共済契約者は、共済期間中において、この共済契約の内容を変更することはできません。

2. 共済契約者は、名称または所在地を変更したときは、すみやかに本組合に通知しなければなりません。
3. 共済契約者が第2項の通知をしなかったときは、本組合の知った最終の住所に発した通知は、

通常到達するために要する期間を経過したときに、共済契約者に到達したものとみなします。

第28条(共済掛金の払込)

本組合は、共済契約者宛てに請求書を発行することにより、共済掛金を請求します。

2. 共済契約者は、請求書に記載された払込日までに金融機関からの振込みの方法により、共済掛金を本組合に払込まなければなりません。

第4章 共済金のご請求、お支払いに関すること

第29条(他の身体障害または傷病の影響)

共済金の支払事由が生じたときに、既に存在していた身体障害もしくは傷病の影響により、または共済金を支払うべき傷病を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷病の影響により、その共済金を支払うべき傷病の程度が重大となったときは、本組合は、その影響がなかった場合に相当する程度に認定して共済金を支払います。

2. 共済金の支払事由が生じたときに本組合の認める正当な理由がなく留学生が治療を怠ったりまたは被共済者もしくは共済金受取人が治療をさせなかったために傷病の程度が重大となった場合は、本組合は、第1項と同様の方法で共済金を支払います。

第30条(共済金受取人)

本共済の共済金受取人は、被共済者とします。ただし、被共済者は、所定の書面を本組合に提出することにより、共済金支払事由の対象となった留学生を共済金受取人に指定することができます。

第31条(事故の発生)

共済契約者、被共済者または共済金受取人は、この共済により本組合が共済金を支払うべき事由(以下、本条において「事故」といいます。)の発生を知ったときには、以下の各号の事項を行わなければなりません。

- (1) 事故の発生の日時、場所、概要、傷病の程度および経過を、ならびにこれらの事項の証人となる者があるときはその住所、氏名を、遅滞なく本組合に通知すること。この場合において、本組合が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 第16条(個人賠償責任共済金)の事故の場合には、第(1)号に加え、被害者の氏名、年齢、職業、事故の発生状況および損害賠償の請求を受けたときはその内容を、遅滞なく本組合に通知すること
- (3) 被共済者または留学生が他人に対して損害賠償請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続きをとること

- (4) 事故によって生じた損害の発生および拡大を防止するため、自己の費用で必要な措置を講ずること
 - (5) あらかじめ本組合の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと
 - (6) 損害賠償の請求について訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、ただちに本組合に通知すること
 - (7) 他の保険契約等の有無および内容(他の保険契約等から保険金または共済金等の支払いを受けた場合には、その事実を含みます。)について遅滞なく本組合に通知すること
 - (8) 第(1)号から第(7)号までの他、本組合が特に必要とする書類または証拠となるものを求めるときは、遅滞なくこれを提出し、また本組合が行う調査に協力すること
2. 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、正当な理由がなく第1項の義務に違反したときは、本組合は、以下の各号の金額を差引いて共済金を支払います。
- (1) 第1項第(1)号、第(2)号または第(6)号から第(8)号に違反した場合
 - …それによって本組合が被った損害の額
 - (2) 第1項第(3)号に違反した場合
 - …他人に損害賠償を請求することによって取得することができたと認められる額
 - (3) 第1項第(4)号に違反した場合
 - …損害の発生または拡大の防止ができたと認められる額
 - (4) 第1項第(5)号に違反した場合
 - …損害賠償責任がないと認められる額
3. 共済契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由がなく第1項に定める通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、本組合は、それによって本組合が被った損害の額を差引いて共済金を支払います。

第32条(共済金の請求)

共済金受取人は、本組合の定める共済金請求書に必要事項を記入し、共済金の種類ごとの必要書類と併せて、本組合に提出することにより、共済金の請求を行うことができます。

2. 共済金受取人は、所定の書面を本組合に提出することにより、別の方に共済金の請求を委任することができます。この場合、同委任を証する書類、同委任を委ねた方および受けた方、双方の印鑑証明書を提出しなければなりません。

第33条(共済金の支払時期)

本組合は、第32条(共済金の請求)に定める書類のすべてを受領した日(以下、「必要書類受領日」といいます。)の翌日からその日を含めて30日以内に、共済金受取人が指定した金融機関への振込みの方法により共済金を支払います。

2. 第1項の定めにかかわらず、以下の各号の確認・照会・調査が必要な場合、必要書類受領日

からそれぞれに定める支払期限までに共済金を支払います。この場合、本組合は、共済金受取人に対して、必要書類受領日の翌営業日からその日を含めて30日以内に通知します。

(1) 共済金を支払うために確認が必要な以下の場合

- ① 共済金の支払事由が発生の有無の確認が必要な場合・・・45日
- ② 共済金の免責事由に該当する可能性がある場合・・・45日
- ③ 告知義務違反に該当する可能性がある場合・・・45日
- ④ 詐欺による取消、不法取得目的による無効、または重大事由による解除に該当する可能性がある場合・・・45日

(2) 第(1)号の確認を行うために特別な照会や調査が必要な以下の場合

- ① 医療機関または医師に対する照会（本組合が指定した医師による診断を含みます。）のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合・・・60日
- ② 「弁護士法」（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会が必要な場合・・・180日
- ③ 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定が必要な場合・・・180日
- ④ 共済契約者、被共済者、留学生または共済金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合において送致、起訴、判決等の刑事事件の手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合・・・180日
- ⑤ 日本国外における調査が必要な場合・・・180日
- ⑥ 「災害救助法」（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査が必要な場合・・・180日

3. 本組合が共済金を支払わない場合には、その旨を速やかに共済契約者へ通知します。

4. 第1項または第2項に定めた期日を超えて共済金を支払う場合は、本組合は、その期日の翌日から年五分の利率で計算した遅延利息を加えて、共済金を支払います。

第34条（損害賠償責任の解決）

本組合は、必要と認めるときは留学生に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、留学生は、本組合の求めに応じ、その遂行について本組合に協力しなければなりません。

第35条（個人賠償責任共済金の請求権）

本組合に対する個人賠償責任共済金の請求権は、第16条（個人賠償責任共済金）に定める事由が発生し、留学生が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、留学生と損害賠償請求権者との間で、判決が確定したとき、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立したときから発生し、これを行使することができます。

第36条(代位)

共済金支払事由が生じたことにより被共済者または留学生在が損害賠償請求権その他の債権(共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。)を取得した場合において、本組合がその費用に対して共済金を支払ったときは、その債権は、本組合に移転します。ただし、移転するのは、以下の各号のいずれかの額を限度とします。

(1) 本組合が費用の額の全額を共済金として支払った場合

・・・被共済者または留学生在が取得した債権の全額

(2) 第(1)号以外の場合

・・・被共済者または留学生在が取得した債権の額から、共済金が支払われていない費用の額を差引いた額

2. 第1項第(2)号の場合において、本組合に移転せずに被共済者または留学生在が引き続き有する債権は、本組合に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
3. 共済契約者、被共済者または留学生在は、本組合が取得する第1項の債権の保全および行使ならびにそのために本組合が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、本組合の負担とします。

第37条(時効)

共済金、返戻金その他の支払いを請求する権利は、その事由が生じた日の翌日からその日を含め3年間請求がない場合、消滅します。

第38条(準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令によります。

第39条(管轄の合意)

この共済契約に関する訴訟については、本組合の所在地または共済契約者もしくは共済金受取人の住所地を管轄する高等裁判所の管轄する裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

別 表

【別表1】後遺障害

1. 眼の障害
 - (1) 両眼が失明したとき 100%
 - (2) 1眼が失明したとき 60%

- (3) 1眼の矯正視力が0.6以下となったとき 5%
 - (4) 1眼が視野狭窄(正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう)となったとき 5%
2. 耳の障害
- (1) 両耳の聴力を全く失ったとき 80%
 - (2) 1耳の聴力を全く失ったとき 30%
 - (3) 1耳の聴力が50cm 以上では通常の話声を解せないとき 5%
3. 鼻の障害
- (1) 鼻の機能に著しい障害を残すとき 20%
4. 咀嚼、言語の障害
- (1) 咀嚼または言語の機能を全く廃したとき 100%
 - (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すとき 35%
 - (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すとき 15%
 - (4) 歯に5本以上の欠損を生じたとき 5%
5. 外貌(顔面・頭部・頸部をいう)の醜状
- (1) 外貌に著しい醜状を残すとき 15%
 - (2) 外貌に醜状(顔面においては直径2cm のはん痕、長さ3cm の線状痕程度をいう)を残すとき 3%
6. 脊柱の障害
- (1) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すとき 40%
 - (2) 脊柱に運動障害を残すとき 30%
 - (3) 脊柱に奇形を残すとき 15%
7. 腕(手関節以上をいう)、脚(足関節以上をいう)の障害
- (1) 1腕または1脚を失ったとき 60%
 - (2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃したとき 50%
 - (3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃したとき 35%
 - (4) 1腕または1脚の機能に障害を残すとき 5%
8. 手指の障害
- (1) 1手の拇指を指関節(指節間関節)以上で失ったとき 20%
 - (2) 1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき 15%
 - (3) 拇指以外の1指を第2指関節(遠位指節間関節)以上で失ったとき 8%
 - (4) 拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき 5%
9. 足指の障害
- (1) 1足の第1足指を趾関節(指節間関節)以上で失ったとき 10%
 - (2) 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき 8%
 - (3) 第1足指以外の1足指を第2趾関節(遠位指節間関節)以上で失ったとき 5%
 - (4) 第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき 3%

10.その他身体の著しい障害により終身自用を弁償することができないとき 100%

(注)第7項、第8項および第9項の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。

【別表2】危険な運動等

- (1) 山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)および
ロッククライミング、フリークライミング
- (2) リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗
- (3) 超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗
- (4) ジャイロプレーン搭乗
- (5) 第(1)号から第(4)号に類する危険な運動等

【別表3】返戻金表